

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 - 1. 通達事項（別紙）

- 報告
 - 1. 教員の休職について

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 - 1. 総務委員会報告
 - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
 - 3. 各委員会報告
 - 4. その他
 - ・教育運営委員会進学選択制度の見直し等に関する特別部会の設置について（提案）

- 議題
 - 1. 教員人事（別紙）
 - 2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について（学A1号）

○ 教員人事の内容

講	師	報	告	2件
准	教	提	案	3件
		報	告	1件
教	授	提	案	3件

計9件

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三鷹国際学生宿舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

総務委員会議事要旨(案)

日時：2025年6月19日(木) 13:16～14:20

場所：Zoom会議

出席者：54名

I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料(総B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

3. 受託研究、共同研究等の受入について

研究科長から、資料(研B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

4. 東京大学とボローニャ大学との全学学術協定の更新について

竹下大介国際交流・留学生委員会委員長から、資料(教B4号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

5. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とスウェーデン研究・高等教育国際協力財団とのティーンサバティカルプログラムに関する協力協定の推進

竹下大介国際交流・留学生委員会委員長から、資料(教B5号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

○ 報告

1. 寄附金・学術指導の受入について

研究科長から、資料(研B2号)に基づき報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

3. 研究倫理教育の取り扱いについて

4. 研究費不正使用の注意喚起

5. その他

・主要な大学ランキングのメソドロジーについて

・夏季の休業状態等について

・世界陸上開催に伴う学内施設貸出について

・東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンターによる研究助成公募について

○ 議題

1. 教員人事

2. クロス・アポイントメントの申請について

3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正

4. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正
5. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正
6. 2025年度予算案について
7. 学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について
8. 東京大学と香港大学との全学学術協定の更新（担当部局交代）について
9. 東京大学大学院総合文化研究科とウィーン工科大学との部局間学術交流協定・部局間学生交流覚書の締結について

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	3 件	
准 教 授	提 案	4 件	
教 授	提 案	3 件	計 10 件

以上

議題及び資料

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 令和7(2025)年度理事等の分担	総長
(資料2) 令和7(2025)年度理事等の分担	
03 ブランダイス大学(米国)との全学学生交流覚書締結 * 審議	林理事
(資料3) 国際交流協定・覚書締結計画書(ブランダイス大学)	
04 東京大学におけるリカレント教育プログラムに関する規則 * 審議	津田理事
(資料4) 4-1:東京大学におけるリカレント教育プログラムに関する規則(案)、 4-2:(参考資料)リカレント教育ガイドライン(第2版)	
05 創発的研究支援事業における研究環境改善支援 * 報告	齊藤理事
(資料5) 創発的研究支援事業研究環境整備支援の支援額の決定について	
06 SPRING GX及びBOOST NAISの2025年度秋募集 * 報告	齊藤理事
(資料6) SPRING GX及びBOOST NAISの2025年秋募集について	
07 令和6年度決算会計実地検査結果 * 報告	岸執行役
(資料7) 令和6年度決算会計実地検査結果(講評概要)(学内限り)	
08 2025(令和7)年度「第1期法務戦略(2022-2026)」に掲げる事業の実施及び2024(令和6)年度 同事業の実施状況報告 * 報告	角田理事
(資料8) 8-1:「第1期法務戦略(2022-2026)」に掲げる事業の実施(2025年度)(学内教職員限り)、 8-2:部司法務担当者(部局 LO)配置の状況報告(学内教職員限り)	
09 コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施 * 報告	角田理事
(資料9) 本学の全教職員等を対象とするコンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施について(依頼) (学内教職員限り)	
10 「東大Week2025」開催(三菱地所株式会社との産学協創) * 報告	津田理事 浅見執行役
(資料10) 東大Week2025企画	
11 東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦 * 報告	相原理事
(資料11) 東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦について(依頼)	
12 GO GLOBAL東大留学フェア2025開催報告 * 報告	林理事
(資料12) GO GLOBAL東大留学フェア2025開催報告	
13 会議コスト可視化状況の報告(5月分) * 報告	角田理事
(資料13) 会議コスト・実績登録フォーム月別集計データ	
14 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 * 報告	齊藤理事
(資料14) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	

議題及び資料

15 その他

(1)「未来の学術振興構想」の改訂に向けた「学術の中長期研究戦略」の公募

齊藤理事

(資料15)「未来の学術振興構想」の改訂に向けた「学術の中長期研究戦略」の公募

(2)令和7年度東京大学秋季式典

津田理事

(資料16)令和7年度東京大学秋季式典

2025年6月24日
教育運営委員会委員長
森山 工

教育運営委員会進学選択制度の見直し等に関する特別部会の設置について（提案）

東京大学教育運営委員会規則第6条第2項の規定にもとづき、「進学選択制度の見直し等に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）を設置し、2029年度進学選択（2028年実施）以降の進学選択制度について審議を行うことを提案いたします。

1. 特別部会設置の目的

「学術長期構想にもとづく学部教育改革（検討素案）」（2024年6月18日教育運営委員会報告）にもとづき、UTokyo Compass 推進会議教育改革分科会全学教育制度改革タスクフォースにおいて、進学選択制度の見直しに関する提言を議論している。（今夏策定予定）

本提言を踏まえた新たな進学選択制度方式を2029年度進学選択から実施するため、各学部及び進学選択制度関係組織との審議及び連絡調整を行う。

2. 特別部会の任務

2016年度以降の進学選択制度の実施状況を評価し、学生が進学先をより主体的に選ぶことが可能な制度設計を行う。また、進学先決定支援の充実を図る。

<主な審議事項>

- ・ 進学先決定方式、選抜段階及び進学選択実施スケジュール
- ・ 進学定数枠（UTokyo College of Design 開設（予定）後の進学定数調整を含む）
- ・ 進学先決定に用いる評価尺度
- ・ 学生が進学先決定を支援する情報発信・周知方法、相談支援機能

3. 特別部会の委員構成案

- ・ 森山工教育担当理事（部会長予定）
- ・ 各学部教員・事務職員 各1名
- ・ 本部学務課長及び学務課事務職員
- ・ その他必要と認める本学の教職員
 - 相田仁特命教授（副部会長予定）
 - 江頭正人進学選択調整部会長

- 総合文化研究科附属進学情報センター教員
- 教養学部等教務課前期課程チーム職員 等

4. 今後のスケジュール

- 6月19日(木) 役員懇談会
- 6月24日(火) 教育運営委員会
特別部会の設置について提案（報告）

- 7月14日(月) 教育運営委員会 学部・大学院教育部会
- 7月22日(火) 教育運営委員会
特別部会の設置及び規則（案）について審議
承認後、特別部会委員選出（依頼）

- ◎9月予定：特別部会開催
教育運営委員会 学部・大学院教育部会と同日開催（部会終了後）を予定

- 2025年度中：2029年度進学選択制度の実施方式に関する合意形成
- 2026年以降：実施に向けた詳細の調整
- 2027年初頭：2029年度進学選択制度及び進学定数公表

参考_東京大学教育運営委員会規則（抄）

（部会及び特別部会）

第6条 委員会のもとに、第2条各号に規定する審議事項のうち特定の事項を審議させるために、次に掲げる部会を置く。

- (1) 学部・大学院教育部会
- (2) 進学選択調整部会
- (3) 教職課程・学芸員等部会

2 前項に定める部会のほか、委員会が必要と認めるときは、委員会のもとに、特別部会を置くことができる。

3 前2項の部会及び特別部会の任務、組織及び運営等に関しては、別に定める。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則（案）

令和 年 月 日制定

（目的）

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）の野球場一時貸付（以下「貸付」という。）について、必要な事項を定める。

（貸付の範囲）

第2条 正課授業及び研究、並びに研究科学生の課外活動及び研究科教職員のスポーツ利用に支障がない限りにおいて、貸付けることができる。

（貸付期間）

第3条 貸付は、正課授業日（補講日を含む）、試験日、本学の行事日及び年末年始を除いた日の午前8時から午後8時30分までの間とする。ただし、特別な事情により研究科長が適当と認めた場合はこの限りでない。

（借用申込）

第4条 借用申込受付期間は、借用希望日の6か月前の同日から2か月前の同日までとする。ただし、その日が休日の場合はその前日とする。

2 前項によるほか、特別な事情により研究科長が適当と認めた場合はこの限りでない。

（借用許可書の発行等）

第5条 野球場借用許可書は研究科長の裁定により発行する。

（貸付料金）

第6条 貸付料金は、以下のとおりとする。

全面1時間あたり 10,000 円に消費税等相当額を加えた額。

※ 内野部分・外野部分のみ等の一部貸付は行わない。

(貸付料金の減免)

第7条 次の各号に該当する場合は、貸付料金を減免することができる。ただし、減免を希望する場合は借用申込みと同時に「野球場貸付料金減免申請書」を提出しなければならない。

- (1) 研究科学生又は研究科教職員が参加する場合は貸付料金の半額を免除する。
- (2) 学外者が研究目的のために使用する場合は貸付料金の半額を免除する。
- (3) 学内者が外部資金の研究のために使用する場合は貸付料金の 3/4 を免除する。
- (4) 上記以外の場合で特別な事情により研究科長が適当と認めた場合は協議のうえ、免除額を決定する。

(原状回復)

第8条 借用者は、使用后、正課授業及び研究、並びに研究科学生の課外活動及び研究科教職員のスポーツ利用に支障が生じないように原状回復しなければならない。

(貸し出しの停止措置)

第9条 施設の毀損や使用後の清掃不備等により、原状回復が著しく不十分であると認められる場合には、翌日以降の使用を停止する場合がある。

(損害賠償)

第10条 借用者の責により野球場及び付属物等を毀損又は滅失させた場合には、借用者の負担において補填又はその損害を弁償しなければならない。

(取消料)

第11条 借用日の14日前から当日までに取消の申請があった場合、取消料として貸付料全額を徴収する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、貸付に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この規則は、令和 年 月 日から適用する。

(了解事項)

貸付収入は、必要経費を除き、設備維持更新など環境改善のための費用の一部に充てるものとする。

令和 年 月 日

野球場 借用・変更・取消 願

東京大学大学院総合文化研究科長 殿

主催団体名
所在地 〒
電話番号 () —

代表者氏名 印
連絡先
電話番号 () — 内線

下記のとおり（ 借用 ・ 変更 ・ 取消 ）したいので、許可願います。

名 称 及 び 目 的	名称 目的
使 用 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 <input type="checkbox"/> 別紙の通り(日にちが多くなる場合)
参 加 人 数	学内者約 名、 学外者約 名

請 求 先 名 義	
請 求 書 郵 送 先	名 前 所在地 連絡先

受付整理番号	No. —
受付年月日	令和 年 月 日
仮予約の確認	有 無
許可証発行日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

野球場貸付料金減免申請書

東京大学大学院総合文化研究科長 殿

団体名
使用責任者氏名

野球場一時貸付規則第7条の規定により使用料を免除願います。

名 称 及 び 目 的	名称 目的
借 用 日	
免 除 の 理 由 該当する理由に○を してください。	貸出規定第7条による減免 (1) 研究科学生又は研究科教職員が参加する場合 (半額免除) (2) 学外者が研究目的のために使用する場合 (半額免除) (3) 学内者が外部資金の研究のために使用する場合 (3/4 免除) (4) 上記以外の場合で特別な事情による場合※ ※ (4) については免除希望額及び理由を記入願います。
貸出規定第7条 減免要件の対象者	名前 所属 電話番号

受付整理番号	No. 一
仮予約の確認	有 無
許可証発行日	令和 年 月 日